

監査公表第45号

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定例監査を執行したのでその結果を同法第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年12月27日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 山口吉静

記

監査の期間及び監査の対象

監 査 期 間	監 査 対 象
平成25年11月8日～ 11月27日	農業委員会の平成25年度の財務に関する事務 の執行及び経営に係る事業の管理について

概要 [農業委員会]

(1) 職員の配置状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

職名 室名	事務局長	総務主査	農地主査	主査	主事	専門員	技師	保健師	栄養士	日々雇用	計
事務局	1		1	1	1					1	5
計	1		1	1	1					1	5

(2) 歳入歳出予算執行状況 (平成 25 年 10 月 31 日現在)

歳入

(単位：円)

款項目	予算現額	調定額	収入額	収入未済額	収入率
13.02.03 農林水産業手数料	120,000	37,200	37,200	0	100.00
15.02.01 総務費県補助金	10,000	0	0	0	0.00
15.02.05 農林水産業費県補助金	5,670,000	0	0	0	0.00
20.04.05 雑入	791,000	861,168	860,544	624	99.93
計	6,591,000	898,368	897,744	624	99.93

歳出

(単位：円)

款項目	予算現額	支出済額	予算残額	執行率	
06.01.01 農業委員会費	農業委員報酬	9,168,000	5,348,000	3,820,000	58.33
	職員給与費	27,433,000	15,729,041	11,703,959	57.34
	農業委員会運営事業費	3,252,000	1,628,675	1,623,325	50.08
	農業者年金事業費	766,000	126,639	639,361	16.53
計	40,619,000	22,832,355	17,786,645	56.21	

監査の結果

監査に付された関係諸帳簿及び資料等を照合検証したところ、計数的に正確であると認めた。また、業務の執行についても概ね妥当であった。ただし、下記事項については改善措置が必要と認められる。

記

1. 市が事務局となって経理を行っている関係団体において、その目的や趣旨にそぐわないと思われる支出が申し合わせで定められている団体があるので改めるよう検討のこと。